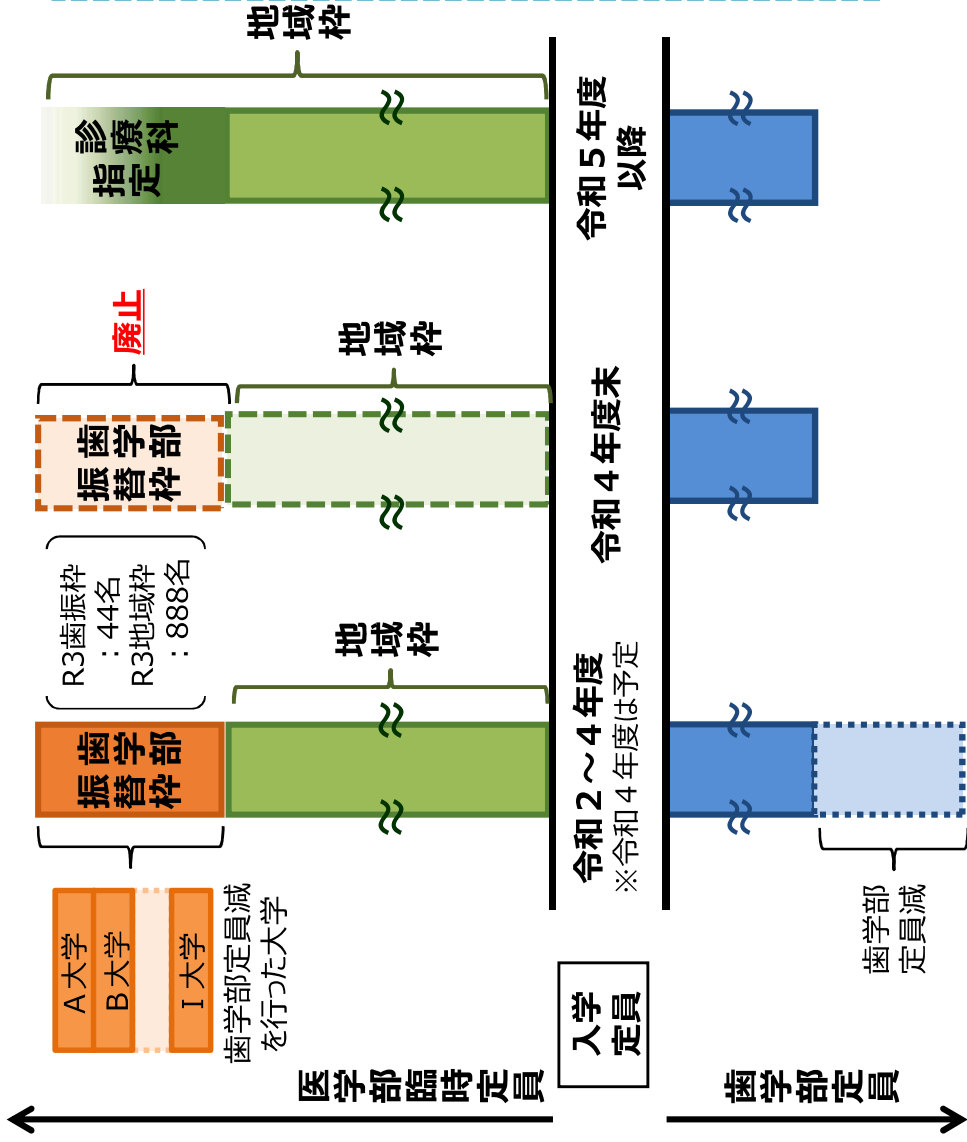


# 令和5年度医学部定員と 歯学部振替枠について

# 令和5年度医学部定員と歯学部振替枠の考え方について（案）

- 令和5年度の医学部定員については、歯学部振替枠を除き令和4年度と同様の方法で設定する。
- 歯学部振替枠に期待された役割は一定程度果たされたことから、**同枠組みは廃止**し、地域の医師確保・診療科偏在対策に**有用な範囲に限って、地域枠臨時定員として活用する**。



## 【歯学部振替枠の取扱について】

- 廃止する歯学部振替枠の枠数（44名）については、地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って、地域枠臨時定員への活用を認めることとし、当該枠については以下の運用により措置してはどうか。  
※事前に大学と都道府県との間で調整のついた範囲に限る。

- ①新規の地域枠臨時定員は、元々歯学部振替枠を有していた大学に限定せず、各大学から要望可能とする。
- ②当該枠は、将来時点（2036年）における医師不足都道府県等の地域枠とし、総合診療科、救急救命科、内科等、社会的なニーズに対応する枠（診療科指定の地域枠）を設定する。

- ※ 歯学部振替枠には地域での従事要件なし。
- ※ 通常の地域枠においても診療科を指定することはこれまでも可能。